

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の目的及び基本理念

本計画は、市、市民、事業者が自らの意思と相互の協力に基づき、協働して取り組むことにより、職場や家庭、地域、学校など、さまざまな分野において、男女が対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を發揮できる社会を目指し、ハーモニー条例に規定する7つの**基本理念**に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

### <基本理念>

- 1 男女の人権の尊重  
性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること
- 2 男女の自立と多様な生き方の選択  
男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること
- 3 市、市民、事業者の協働  
市、市民、事業者が、自らの意思により協働して男女共同参画に取り組むこと
- 4 意思決定の場への平等な参画  
あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること
- 5 家庭生活と社会生活の円滑な運営  
家庭生活と社会生活を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たせること
- 6 生涯にわたる心身の健康  
妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること
- 7 国際的協調  
男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること

## 2 計画の基本目標

本計画において、さまざまな取組みを推進する上での柱となるものとして、ハーモニー条例の第7条と第8条に基づき、8つの**基本目標**を設定します。

### <基本目標>

- 1 男女平等と人権の尊重
- 2 政策決定の過程における男女共同参画の推進
- 3 教育の分野における男女共同参画の推進
- 4 雇用の分野における男女共同参画の推進
- 5 自営の商工業や農林水産業の分野における男女共同参画の推進
- 6 家庭生活と職場や地域の活動等を円滑に行えるような支援
- 7 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援
- 8 生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援

### 3 計画の位置づけと期間

#### (1) 計画の位置づけ

- ①本計画は、ハーモニー条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。
- ②本計画は、「ちば女性計画・ハーモニープラン」、「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」に次ぐ、千葉市の第3次計画です。
- ③本計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）の第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたることから、千葉市の上位計画や他分野の計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画や千葉県の男女共同参画計画を勘案した計画です。

#### (2) 計画の期間

平成23～27年度の5年間とします。

ただし、この間、社会経済環境の変化や計画の推進状況などに応じて、随時、計画の見直しを行います。

### 4 策定の視点

本計画を策定するにあたり、千葉市の現状や課題を踏まえて、「男女共同参画意識の醸成」と「協働と連携」の2つを策定の視点としています。

#### (1) 男女共同参画意識の醸成

「男女共同参画意識」とは、男女が互いを尊重し、ともに喜びと責任を分かち合おうとする意識のことです。

女性の能力の向上や発揮のための取組みを推進するとともに、男性が家事や育児に参画するための取組みをより積極的に展開することで、男女がともに協力し、責任を分かち合う意識を持つよう、「男女共同参画意識の醸成」を計画全体に係る策定の視点とします。

#### (2) 協働と連携

「協働」とは、市、市民、事業者が男女共同参画社会の形成という同じ目的の達成に向け、基本理念を共有し、それぞれが対等な立場で力を合わせて、自発的、主体的にそれぞれの役割を果たすことで、ハーモニー条例の重要な理念の一つです。「連携」とは、互いに連絡を取り合い、一緒に物事に取り組むことを指し、「協働」よりも緩やかな概念です。

市、市民、事業者がそれぞれ自立し、男女共同参画の推進に協力し合うとともに、国や県、他市町村、民間団体等を含めたさまざまなつながりを強化するために、「協働と連携」を、計画全体に係る策定の視点とします。

## 5 計画の進行管理

---

### (1) 指標の設定

男女共同参画社会の形成に向けて、千葉市の状況がどの程度進んだのか検証するため、また成果をわかりやすく示すため、さらに、各分野における取組みの推進力となるよう、各基本目標ごとに指標を設定します。なお、目標数値のある指標については、推進状況に応じて数値を見直します。また、7、8ページ一覧に提示した指標は計画期間を通して確定したものではなく、よりわかりやすい指標となるよう随時見直し、取捨選択を行います。

### (2) 年次報告の公表

男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を把握するため、ハーモニー条例第11条に基づき、年次報告書を作成します。

年次報告書の作成はこれまでも行ってきましたが、今後は、各施策の担当部署による自己評価についても併せて報告し、これらの報告に基づいて千葉市男女共同参画審議会からの評価を受けたいと公表します。

## 新ハーモニープランにおける指標一覧

基本目標	指標項目	当該指標の設定計画	現状値	最終目標年度 目標値
1	 配偶者等からの暴力の相談場所を知っている人の割合	新ハーモニープラン	平成 18 年度 65.3%	平成 27 年度 100%
	「男性は仕事、女性は育児・家事」といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合	新ハーモニープラン	平成 21 年度 36.7%	平成 27 年度 増加
	家庭生活において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	新ハーモニープラン	平成 21 年度 31.6%	平成 27 年度 増加
2	附属機関の女性委員の割合	新ハーモニープラン	平成 22 年 4 月 26.0%	できるだけ早期に 30% 達成を目指す。達成した時点で新たな目標値を設定する。
	女性委員がいない附属機関の数	新ハーモニープラン	平成 22 年 4 月 6	平成 27 年度 0
	 女性職員の管理職への登用	行政改革推進プラン	平成 22 年度 12.7%	平成 25 年度 14%
	 市職員の配偶者の出産休暇取得率	千葉市職員の子育て支援計画	平成 21 年度 未集計	平成 26 年度 100%
	 市男性職員の育児参加休暇取得率	千葉市職員の子育て支援計画	平成 21 年度 18.9%	平成 26 年度 100%
	市男性職員の育児休業取得率	千葉市職員の子育て支援計画	平成 21 年度 0%	平成 26 年度 10%
	市職員の年次有給休暇取得日数	千葉市職員の子育て支援計画	平成 21 年度 13.4 日	平成 26 年度 16 日以上
3	学校教育の場において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	新ハーモニープラン	平成 21 年度 52.9%	平成 27 年度 増加
	 「学校の勉強が好きだ」と肯定的に回答する児童の割合	千葉市学校教育推進計画	平成 22 年度 小 5 年：70% 中 2 年：40%	平成 27 年度 小 5 年：80% 中 2 年：50%
4	 男女共同参画推進事業者登録制度の延べ登録件数	新ハーモニープラン	— —	平成 27 年度 95 件
	男女の賃金格差	新ハーモニープラン	平成 20 年度 一般男子を 100 とすると一般女子は 66.9	平成 27 年度 100 に近づける
	育児期にある女性（35-39 歳）の労働力率	新ハーモニープラン	平成 17 年度 国：63.7% 千葉市：56.0%	平成 27 年度 国の値を上回る
	職場において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	新ハーモニープラン	平成 21 年度 13.5%	平成 27 年度 増加

基本目標	指標項目	当該指標の設定計画	現状値	最終目標年度 目標値
5	創業相談件数	新ハーモニープラン	平成21年度 974件	目標値は設定せず、推移を見る
	女性起業家・グループ数（農業）	新ハーモニープラン	平成21年度 起業家：14 グループ：3	増加
	 家族経営協定締結農家数	千葉県農業基本計画	平成21年度 12件	目標値は平成23年度策定
6	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、子育てリラックス館の整備）	夢はぐくむちばこどもプラン	平成21年度 17か所	平成26年度 24か所
	保育所の受入児童数を増やす	夢はぐくむちばこどもプラン	平成21年度 10,906人	平成26年度 12,805人
	延長保育の実施保育所数	夢はぐくむちばこどもプラン	平成21年度 97か所	平成26年度 122か所
	一時預かり事業の実施保育所数	夢はぐくむちばこどもプラン	平成21年度 19か所	平成26年度 37か所
	産休明け保育事業	夢はぐくむちばこどもプラン	平成21年度 96か所	平成26年度 121か所
7	男女共同参画センターの「は～もねっと」登録団体数	新ハーモニープラン	平成22年3月 41団体	平成27年度 60団体
	 男女共同参画センターの利用者数	新ハーモニープラン	平成21年度 93,700人	平成27年度 113,000人
8	特定健康診査の実施率	新世紀ちば健康プラン	平成21年度 32.8%	平成24年度 65%
	特定保健指導の実施率	新世紀ちば健康プラン	平成21年度 17.7%	平成24年度 45%
	 性感染症に関する正しい知識をもっている高校生の割合（思春期）	新世紀ちば健康プラン	平成21年度 AIDS：83.6% クラミジア：16.7%	平成24年度 100%
	 母親＆父親学級で、出産に向けて主体的に取り組んでいるとする人の割合	新世紀ちば健康プラン	平成21年度 67.6%	平成24年度 増加

## 6 重点的に実施する施策

総合的かつ計画的に施策を推進しつつ、重要とされる課題や緊急性の高い課題については、先行して取り組む必要があることから、本計画では、重点的に実施する施策を以下のとおり設定します。

### <重点的に実施する施策>

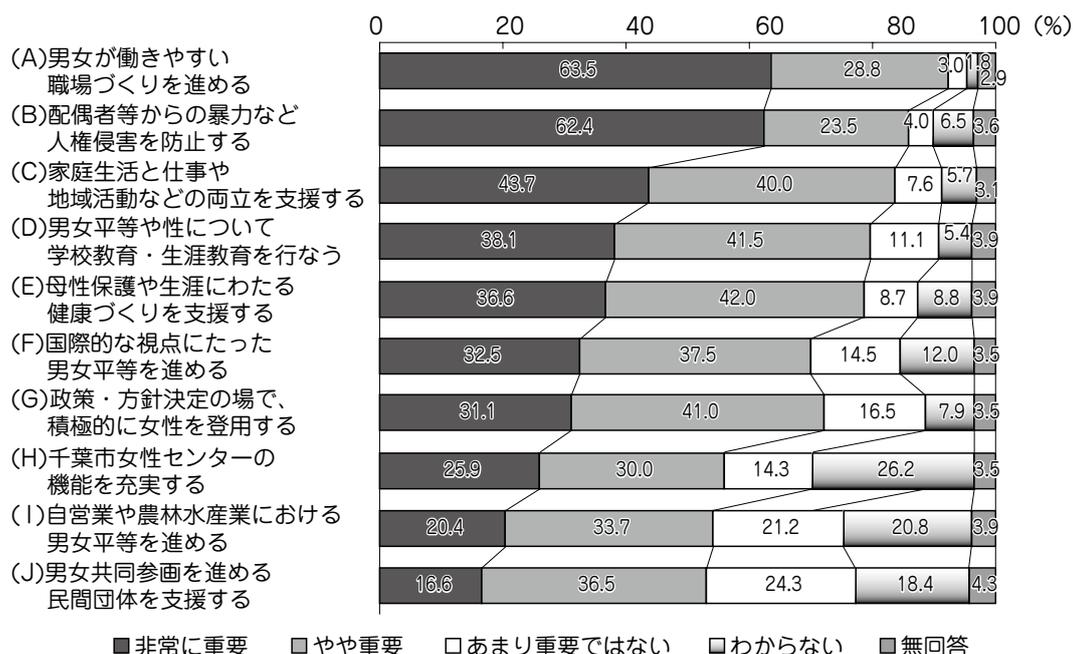
- ① 男女ともに働きやすい職場づくり
- ② 性別による人権侵害の防止
- ③ 「夢はぐくむ ちば こどもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画（後期計画）」）に関連する施策
- ④ 活動拠点としての男女共同参画センターの利用促進

①、②については、計画策定時に設定したのですが、平成22年に実施した市民意識調査によると、市民が千葉市に期待する役割の上位2項目は、「男女が働きやすい職場づくり」と「配偶者等からの暴力など人権侵害の防止」となっていることから、今回の見直しにおいても、引き続きこの2項目を重点課題として設定し、これらに関連する施策を、重点的に実施する施策と位置づけます。

③については、計画策定の際「夢はぐくむ ちば こどもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画）」と「ひとり親家庭あんしんプラン（千葉市ひとり親家庭等自立支援計画）」に関連する施策を設定していましたが、平成22年4月に「夢はぐくむ ちば こどもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画（後期計画）」が「ひとり親家庭あんしんプラン」と一体のものとして策定されたことから、この計画のうち、本計画と密接につながる部分を、引き続き重点的に実施する施策と位置づけます。

また、今回の見直しにおいては、この3つの重点施策に加え、今後一層の男女共同参画推進のための施策の充実並びに男女共同参画センターの利用促進を図るため、④を新たに追加します。

男女共同参画をすすめるために重要なこと



資料)「男女共同参画に関する意識調査」(平成22年3月)

## 7 男女共同参画社会形成のための活動拠点

### <男女共同参画センター>



千葉市では、男女共同参画社会形成のための拠点施設として、平成 11 年に女性センターを開設しました。女性センターは、男女平等をめざす市民の方の様々な活動や学習を支援するために**5つの機能**を有しています。

なお、平成 23 年 4 月から「男女共同参画センター」に名称を変更し、さらなる施策の充実及び利用促進を図ってまいります。

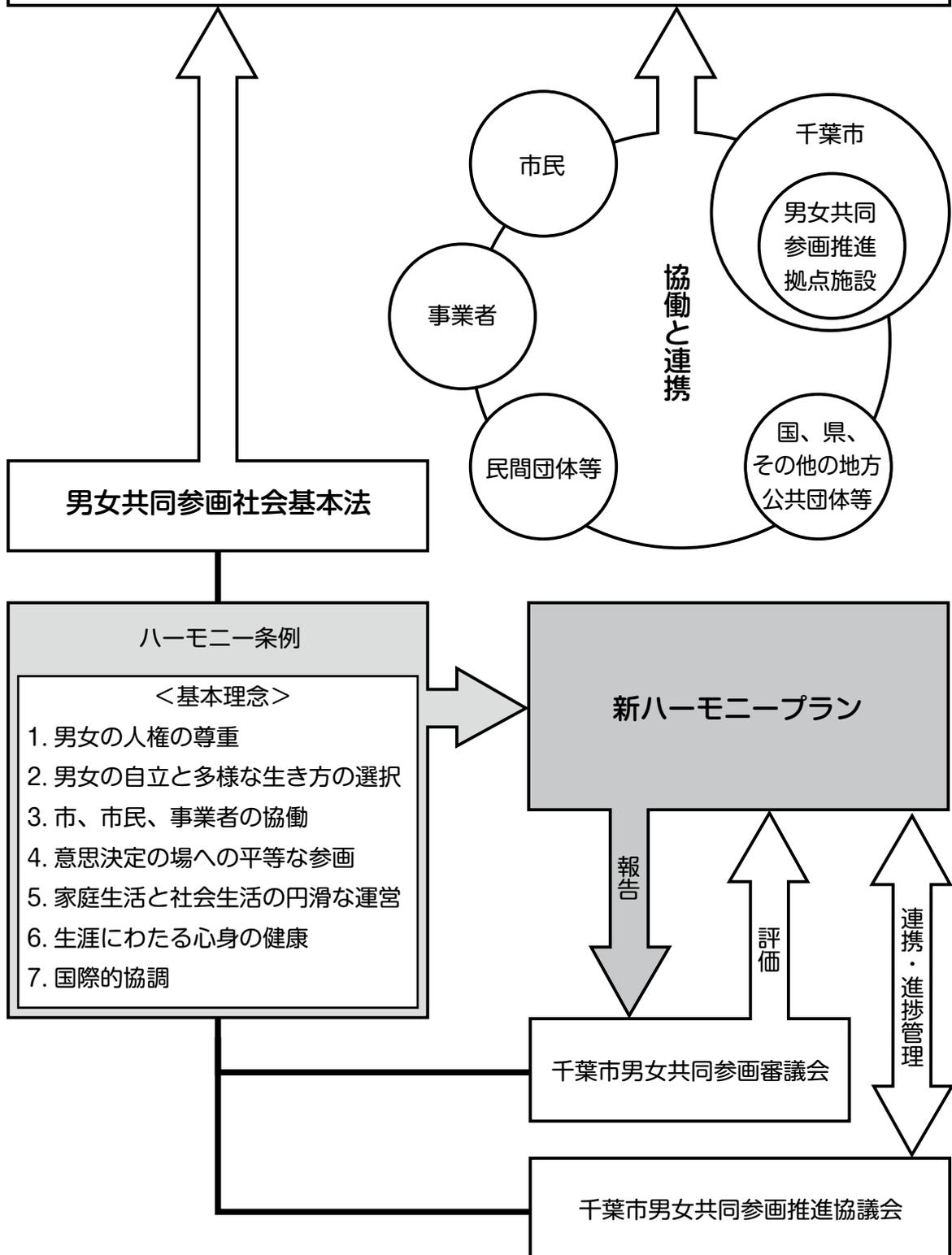
#### <5つの機能>

- 1 調査機能 男女共同参画を進めるための調査や研究
- 2 情報機能 男女共同参画社会の形成推進のための様々な情報の収集・提供
- 3 相談機能 専門員による各種相談
- 4 研修機能 男女共同参画への認識と理解を深めるための各種講座・イベントの実施
- 5 交流機能 団体などの交流・ネットワークの支援等の事業の実施

## 8 計画の概念図

### 男女共同参画社会の実現

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会



# 新ハーモニープラン

## <重点的に実施する施策>

- ①男女ともに働きやすい職場づくり . . . . . [基本目標 4]
- ②性別による人権侵害の防止 . . . . . [基本目標 1]
- ③「夢はぐくむちばこどもプラン  
(千葉県次世代育成支援行動計画(後期計画))」に関連する施策 . . . [基本目標 6]
- ④活動拠点としての男女共同参画センターの利用促進 . . . . . [基本目標全般]

### 基本目標

### 施策の方向性

1. 男女平等と人権の尊重

- 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応 
- セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応 
- 国際的な視点に立った交流と連携の推進

2. 政策決定の過程における男女共同参画の推進

- 市や附属機関などの方針決定過程における男女の参画促進
- 男女共同参画を推進する体制の強化

3. 教育の分野における男女共同参画の推進

- 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進
- 家庭や地域における学習機会の充実

4. 雇用の分野における男女共同参画の推進

- 職場における男女の機会均等 
- 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備 
- 男女の職業能力の開発と向上
- ゆとりある働き方の促進

5. 自営の商工業や農林水産業の分野における男女共同参画の推進

- 自営の商工業や農林水産業等に従事する男女の協働の確立
- 起業に対する支援

6. 家庭生活と職場や地域の活動等を円滑に行えるような支援

- 男女がともに担う家庭生活づくり 
- 男女がともに担う地域社会づくり
- 仕事と家庭生活等の両立を支援する職場づくり 
- ひとり親家庭への支援 

7. 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援

- 男女共同参画を推進する民間団体への支援
- 男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進

8. 生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援

- 性や健康への理解の促進と健康づくり
- 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援
- 生涯にわたる健康を支援する医療の充実
- 高齢者や障害者の自立支援と社会参加

## 9 計画の推進体制

### (1) 庁内推進体制

男女共同参画社会の形成に向けた取組みは、あらゆる分野にわたることから、全庁的な施策の展開を図ることが重要です。

そのため、千葉市では、次のような庁内推進体制のもとで本計画を実行します。

#### ① 千葉市男女共同参画推進協議会

男女共同参画に関する市役所内の総合的な企画や、連絡調整等を行う庁内組織です。副市長を会長、市民局長を副会長とし、教育長及び関係局長を構成員としています。

協議会の下に、生活文化部長を幹事長、各局主管課長等を幹事とした「幹事会」が置かれ、男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るため、調査協議を行っています。また、幹事会は各局等に男女共同参画推進員を置き、全庁的に男女共同参画の施策を展開しています。

協議会や幹事会を開催することにより、全庁的な情報の共有と連携を進めるとともに、推進状況の内部的な評価と検証ができるよう、機能の強化を図ります。

#### ② 千葉市男女共同参画審議会

ハーモニー条例第17条に基づき、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として設置されました。施策の実施状況について調査審議し、市長に意見を述べることができると規定されていることから、審議会の意見が十分に反映されるよう、体制を整備します。

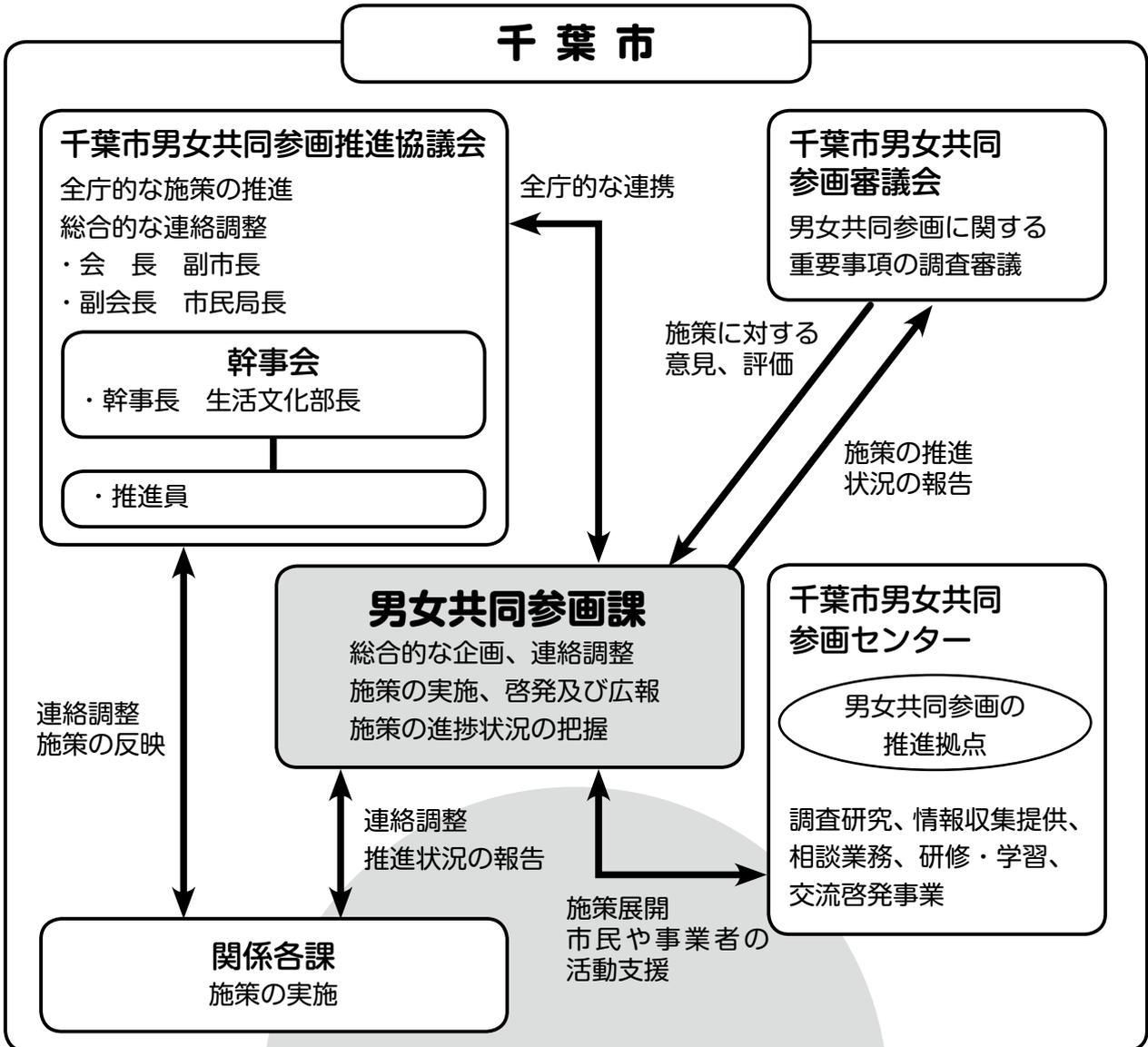
#### ③ 千葉市男女共同参画センター

千葉市では、「女性センター」を男女共同参画の推進拠点と位置づけ、調査研究、情報の収集・提供、相談事業、研修・学習事業、交流啓発事業等さまざまな事業を展開しています。平成23年4月からは、「男女共同参画センター」と名称を改め、より一層の充実を図ります。

### (2) 市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携

本計画の策定の視点でもある「協働と連携」を強化するために、市民や事業者の主体的な取組みを支援し、ともに協力し合うとともに、国や県、他の地方公共団体、民間団体等との幅広い連携を推進します。

# 千葉市における男女共同参画推進体制図



## 協働と連携

